⑶　未収金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷　長期性預金

長期性預金の時価については、元利金の受取見込み額を、新規に同様の預入れを行った場合に想定される預金金利で割り引いて算定する方法によっております。

○負債

⑴　未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　リース債務

短期及び長期のリース債務の時価については、元利金合計額の将来キャッシュ・フローを、信用リスクを反映した割引率で割り引いて算定する方法によっております。

⑶　預り金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難な金融商品に関する事項

敷金（貸借対照表計上額320,433,041円）、差入保証金（貸借対照表計上額10,000,000円）及び長期預り金（貸借対照表計上額2,081,856,305円）については、市場価格がなく、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

〔不要財産に係る国庫納付等〕

不要財産に係る国庫納付等については以下のとおりです。

平成25年度において処分を行ったもの

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法	⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職業訓練の実施及び事業主の行う職業訓練の援助等に使用してきた資産） 帳簿価額 政府出資分：581,762,562円 地方公共団体出資分：355,061円	「厚生労働省省内事業仕分け」（平成22年４月12日）において提示した保有資産の処分の方針に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	534,515,000円

⑸国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	⑹国庫納付等の額		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
13,309,423円	520,932,666円	282,207円	平成27年11月20日	平成28年１月15日	581,762,562円	318,805円

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法	⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
土地、建物（職員用宿舎） 帳簿価格 地方公共団体出資分：114,734円	「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定）に基づき、処分を進めたため。	金銭納付	127,374円

⑸国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	⑹国庫納付等の額		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
3,695円	—	100,299円	—	平成28年１月15日	—	103,025円

⑴不要財産としての国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	⑵不要財産となった理由	⑶国庫納付等の方法	⑷譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額
現金及び預金（敷金の返戻金） 帳簿価額 地方公共団体出資分：355円	平成25年度に不動産賃貸借契約を解除したことにより生じた返戻金について、将来にわたり業務を確実に実施していく上で必要がなくなったと認められるため。	現物納付	—

⑸国庫納付等に当たり譲渡収入から控除した費用の額	⑹国庫納付等の額		⑺国庫納付等が行われた年月日		⑻減資額	
	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し	国庫納付	地方公共団体への払戻し
—	—	355円	—	平成28年１月15日	—	355円